

動薬協会発 190 号
平成 31 年 1 月 4 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(30 消安第 4513 号)がありましたので、お知らせします。

平成 30 年 12 月 27 日

関係各位

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課 飼料安全基準班

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

平素より、飼料安全行政に御協力いただき感謝申し上げます。

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等に関する通知を発出いたしましたので、送付致します。つきましては、通知の内容を御確認いただき、御不明な点等ございましたら、御連絡ください。

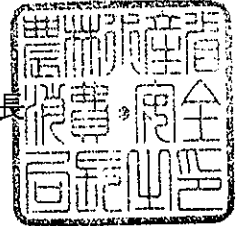
担当：畜水産安全管理課
飼料安全基準班 古川、落合
TEL：03-3502-8111（内線：4546）



30 消安第 4513 号
平成 30 年 12 月 27 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙のとおり本日付けで改正されましたので御承知願います。本件について、貴団体傘下の会員又は組合員への周知徹底方をお願いします。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 改正省令関係

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）からエフロトマイシンの飼料及び飼料添加物の成分規格等を削除した。
- (2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）から、エフロトマイシンに係る規定を削除した。

2 改正告示関係

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）からエフロトマイシンを削除した。
- (2) 飼料の公定規格（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号）のフィターゼの番号を（138）に変更した。

3 施行期日

公布の日

○農林水産省令第八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

農林水産大臣 吉川 貴盛

畜 出 産

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 対照飼料 添加物名 (制る) (略)	単位 (略)	鶏 (ブロイラーを除く。)用		豚		牛	
		幼すう用 中すう用	前期用 後期用	は乳期用	子豚期用	は乳期用	幼齢期用 肥育期用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

エ〜ツ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトランジン、アピラマイジン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイジン、クロルテトラサイクリン、ノシヘンブタイド、フラボフオスノオリポール、リン酸タイロシン
(略)	(略)

エ〜チ (略)

(3)~(5) (略)

2~5 (略)

別表第2 (第2条関係)

1~5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)~(12) (略)

畜 出 産

別表第1 (第1条関係)

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 対照飼料 添加物名 (制る) (略)	単位 (略)	鶏 (ブロイラーを除く。)用		豚		牛	
		幼すう用 中すう用	前期用 後期用	は乳期用	子豚期用	は乳期用	幼齢期用 肥育期用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エフロトマ イシン	立方厘 (略)	(略)	(略)	(略)	2~16 (略)	2~16 (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

エ〜ツ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトランジン、アピラマイジン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイジン、クロルテトラサイクリン、ノシヘンブタイド、フラボフオスノオリポール、リン酸タイロシン
(略)	(略)

エ〜チ (略)

(3)~(5) (略)

2~5 (略)

別表第2 (第2条関係)

1~5 (略)

6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)~(12) (略)

(13) 抗生物質の力価試験法

(略)

標準品及び常用標準品
標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗生物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗生物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗生物質の定義

① (略)

②~⑩ (略)

各抗生物質の力価の定義

① (略)

(削る)

②~⑩ (略)

(略)

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

(13) 抗生物質の力価試験法

(略)

標準品及び常用標準品
標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗生物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗生物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略)	(略)	(略)	(略)
標準エフロトマイシン	エフロトマイシンA ₁ (C ₂₆ H ₄₆ N ₂ O ₁₀)	常用標準エフロトマイシン	エフロトマイシン
トマイシン	N ₂ O ₁₀)	トマイシン	
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗生物質の定義

① (略)

② エフロトマイシン
*Novacidia lactindurans*の培養により得られるエフロトマイシンA₁ (C₂₆H₄₆N₂O₁₀)、エフロトマイシンA₂ (C₂₆H₄₆N₂O₁₀)及びエフロトマイシンB (C₂₆H₄₆N₂O₁₀)を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

③~⑯ (略)

各抗生物質の力価の定義

① (略)

② エフロトマイシン

エフロトマイシンの力価は、エフロトマイシンA₁ (C₂₆H₄₆N₂O₁₀)としての量を質量(力価)で示す。1 μ g(力価)は、標準エフロトマイシン1 μ gに相当する。

③~⑯ (略)

(略)

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあつては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- 7 (略) (略) (略)
- 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)~(110) (略) (略) (略)

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
常用標準エフロトマイシン	約12mg以上	二	5℃以下	5日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- 7 (略) (略) (略)
- 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
(1)~(110) (略) (略) (略)

① 本品は、淡黄褐色～黄褐色の粉末で、僅かに特異な臭いを有する。

② 本品は、メタノール及びビソプロパノールに溶けやすく、アセトニトリルに溶けにくく、水に極めて溶けにくく、ヘキサミンにほとんど溶けない。

確認試験

- ① 本品20mg (19.5~20.4mg) にメタノール2mLを加えて溶かし、さらに、塩化第二鉄のエタノール溶液 (1→20) 1mLを加え、静かに振り混ぜるとき、その溶液は、濃褐色を呈する。
- ② 本品4mg (3.5~4.4mg) をリン酸塩緩衝液 (pH8.0) ・メタノール混液 (1:2) 100mLに溶かし、その吸収スペクトルを測定するとき、波長221~225nm及び321~325nmに吸収の極大を示す。
- ③ エフロトマイシン約10mg (カ匳) を含む量の本品を量り、メタノール5mLを加えて溶かし、試料溶液とする。別に、エフロトマイシン約10mg (カ匳) を含む量の常用標準エフロトマイシンを量り、メタノール5mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液5μLずつを蛍光剤入り薄層クロマトグラフ用オクタシルシリル化シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、メタノール・水・リン酸混液 (180:20:1) を展開溶媒として、約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線 (主波長254nm) を照射するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットのRf値は等しい。

知度試験

- ① 重金属 本品1.0g (0.95~1.04g) を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くはならない (20mg/g以下)。
- ② ヒ素 本品1.0g (0.95~1.04g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くはならない (2mg/g以下)。

乾燥減量 10.0%以下 (1g, 105°C, 3時間)

強熱成分 3.0%以下 (1g)

力価試験

寒天平板 (半圓) 試験菌を混和した17号培地10mL (内径100mmのペトリ皿にあっては11mL) を用いる。ただし、培地100mL当りにメチレンブルー1mgを溶解混和する。

試験菌 *Bacillus cereus* ATCC 19637を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加えて溶かし、1mL当りの濃度が約400µg (カ冊) となるよう、更に9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。さらに、試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) で4倍に希釈する。試験を行うために必要な量の希釈原液及び4倍に希釈した希釈原液をそれぞれ全量ピペットを用いて量り、1mL当りの濃度が20µg (カ冊) 及び5µg (カ冊) となるよう、2号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試験溶液の調製 試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加えて溶かし、1mL当りの濃度 (推定値) が約400µg (カ冊) となるよう、更に9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加え、正確に一定容量とし、試験原液とする。さらに、試験を行うために必要な量の試験原液を全量ピペットを用いて量り、9号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) で4倍に希釈する。試験を行うために必要な量の希釈原液及び4倍に希釈した希釈原液をそれぞれ全量ピペットを用いて量り、1mL当りの濃度 (推定値) が20µg (カ冊) 及び5µg (カ冊) となるよう、2号緩衝液・アセトニトリル混液 (4:1) を加え、正確に希釈し、高濃度試験溶液及び低濃度試験溶液を調製する。

(4) 製造の方法の基準

*Nocardiacetani durans*のエフロトマイシン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、有機溶媒を加え、抽出してろ過し、ろ液を濃縮、洗浄及び乾燥して製造する。又は培養を終了した後、培養液中のエフロトマイシンを合成樹脂に吸着させ、有機溶媒で溶出し、溶出液を濃縮、洗浄及び乾燥して製造すること。

(5) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

1 製剤

(1) 成分規格

本品は、エフロトマイシン製造用原体に、アルギン酸、水酸化マグネシウム及び氷を加え、練合、粉碎及び乾燥して顆粒化した後、必要に応じて賦形物質を混和した粉末又は粒子である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。
物理的・化学的性質

- ① 本品は、淡黄褐色～暗褐色の粉末又は粒子で、僅かに特異な臭いを有する。
- ② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。
- ③ 本品は、猪かびを認めない。

確認試験

① 本品の表示力価に従い、エフロトマイシン約20mg (力価) を含む量を量り、メタノール2 mLを加え、5分間振り混ぜた後、速心分離する。上澄液0.6mLに塩化第二鉄のエタノール溶液 (1→20) 0.3mLを加えるとき、その溶液は、濃褐色を呈する。

② 本品の表示力価に従い、エフロトマイシン約10mg (力価) を含む量を量り、メタノール5 mLを加え、約5分間よく振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料原液とする。別に、エフロトマイシン約10mg (力価) を含む量の常用標準エフロトマイシンを量り、メタノール5 mLを加えて溶かし、標準液とする。以下エフロトマイシン製造用原体の確認試験③を準用する。

乾燥減量 10.0%以下 (1 g, 105°C, 3時間)

力価試験

寒天平板 (単層) エフロトマイシン製造用原体の規定を準用する。

試験菌 エフロトマイシン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 エフロトマイシン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1 mL当たりの濃度が約400µg (力価) となるよう、1%アズモニウム水・アセトニトリル溶液 (4:1) 一定容量を全量ピペットを用いて加え、30分間かき混ぜる。この溶液を速心分離し、上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液適量を全量ピペットを用いて量り、10%リン酸を用いてpHを5.0～6.0に調整し、以下エフロトマイシン製造用原体の規定を準用する。

(イ) 製造の方法の基準

エフロトマイシン製造用原体に、アルギン酸、水酸化マグネシウム及び水を加え、練合、粉碎及び乾燥して顆粒化して製造する、又はこれに賦形物質を混和し、製造すること。

(ロ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(ハ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

(112)～(159) (略)

(111)～(158) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八十三号
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七條第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年十二月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
 一～四 (略)

五～十五 (略)
 別表第一 (第十四条関係)

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
(略)	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハフタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	(略)	(略)

別表第二 (第十五条関係)

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
(略)	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム	(略)	(略)

改 正 前

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
 一～四 (略)

五 エフロトマイシン
 六～十六 (略)
 別表第一 (第十四条関係)

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
(略)	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハフタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	(略)	(略)

別表第二 (第十五条関係)

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
(略)	(略)	(略)
亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サ	(略)	(略)

別表第三(第十六条関係)

リウム、センテュラマイシン ナトリウム、ナラシン、ノシ ハブタイド、ピコザマイシン、 フラボフォスフォリポール、 モネンシンナトリウム、ラサ ロシドナトリウム、リン酸タ イロシン			亜鉛バシトラシン、アピラマ イシン、アルキルトリメチル アンモニウムカルシウムオキ シテトラサイクリン、エンラ マイシン、クロルテトラサイ グリン、サリノマイシンナト リウム、センテュラマイシン ナトリウム、ナラシン、ノシ ハブタイド、ピコザマイシン、 フラボフォスフォリポール、 モネンシンナトリウム、ラサ ロシドナトリウム、リン酸タ イロシン
	製造管理及び品質管理の方法 並びに検査に関する組織	(略)	(略)
	基準	(略)	(略)

別表第三(第十六条関係)

リノマイシンナトリウム、セ ンテュラマイシンナトリウ ム、ナラシン、ノシハブタイ ド、ピコザマイシン、フラボ フォスフォリポール、モネン シンナトリウム、ラサロシド ナトリウム、リン酸タイロシ ン			亜鉛バシトラシン、アピラマ イシン、アルキルトリメチル アンモニウムカルシウムオキ シテトラサイクリン、エプロ トマイシン、エンラマイシン、 クロルテトラサイクリン、サ リノマイシンナトリウム、セ ンテュラマイシンナトリウ ム、ナラシン、ノシハブタイ ド、ピコザマイシン、フラボ フォスフォリポール、モネン シンナトリウム、ラサロシド ナトリウム、リン酸タイロシ ン
	製造管理及び品質管理の方法 並びに検査に関する組織	(略)	(略)
	基準	(略)	(略)

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千八百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

農林水産大臣 吉川 貴盛

改 正 後	改 正 前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトバベート、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フェシウム、エンラマイシン、辛酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モラシテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二辛酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグラニス、バチルス サプチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム、サーモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトバベート、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フェシウム、エンラマイシン、辛酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モラシテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム、プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二辛酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス コアグラニス、バチルス サプチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ハロフジノンボリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム、サーモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガ</p>

フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトバチルスアシドフィルス、ラクトバチルス、サリパリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びリソ酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

ム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトバチルス、アシドフィルス、ラクトバチルス、サリパリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びリソ酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千八百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年十二月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれと対称する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のちようた改める。

	改 正 前	改 正 後
第2章 アミノ酸及び非アミン糖りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法		
1 (略)		
2 配合飼料の非アミン糖りんの成分量 (略)		
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8 アミン糖りン（その1） 同 (138) アミン糖りン（その2の(1)） 同 (138) アミン糖りン（その2の(2)） 同 (138) アミン糖りン（その2の(3)） 同 (138)	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8 アミン糖りン（その1） 同 (139) アミン糖りン（その2の(1)） 同 (139) アミン糖りン（その2の(2)） 同 (139) アミン糖りン（その2の(3)） 同 (139)
3・4 (略)		

この告示は、公布の日から施行する。